

## お客様本位の業務運営に関する取組方針

グリーン長野農業協同組合（以下、当組合といたします。）は、「人と人との絆の強化と次世代につなぐ協同の輪の実現。」を経営理念として掲げており、また、「みどりと心豊かな故郷（ふるさと）づくり」を目指していく姿勢を表現したロゴマークを採用しています。当組合は、食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合として、農業振興や環境・文化・福祉への貢献を通じて、豊かな地域社会づくりを進めています。

こうした理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた、豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

（注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。

### 1. お客さまへの最適な商品提供

#### （1）金融商品

保有する資産を守りと攻めで運用する「コア・サテライト戦略」のもと、お客さまの長期投資にとって最善の提案を目指し、JAバンクが独自の基準で安定型、中間型、積極的型のファンドを厳選いたします。お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

#### （2）共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、社会環境の変化に対応し、組合員・利用者の皆さまを取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、多様なニーズにお応えできる共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

## 2. お客さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用の事業活動

- ① 安心でゆとりある将来のために私たちのお金をとりまく経済環境から資産形成や資産運用の必要性を十分に説明し、理解いただきお客さまとの対話から金融知識・経験・財産・ニーズや目的の確認を行い、目的に応じたお金の色分けから余裕資金である「じっくり育てるお金」の範囲内でお客さまに寄り添いふさわしい商品をご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

- ② お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。また、商品をご購入いただいた後も、お客さまの安定的な資産形成・資産運用をサポートすべく、必要な情報やアドバイスを継続的にご提供するとともに、丁寧なアフターフォローに努めます。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

- ③ お客さまにご負担いただく手数料については、セレクトファンドマップや交付目論見書を用いて十分に説明を行い、商品選定や情報提供などに際しては、重要情報シートを活用することで、お客さまの投資判断に資するよう努めております。

【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### (2) 共済の事業活動

- ① 組合員・利用者の皆さまに対して、あんしんチェックを通じて各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案します。

- ② 保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、保障設計書の作成を行い、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

- ③ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、「親族等に同席いただく」ことを最優先とし、より丁寧な説明・保障提案を実施し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、組合員・利用者の皆さまに寄り添ったきめ細やかな対応を行います。その上で、親族等が対面で同席いただけない場合は、電話等による親族等への確認、管理者による契

約確認を実施するなど、高齢者に対しては、原則、推進プロセス上の提案説明時、契約締結時（意向把握・確認時）において厳正な対応を行います。

- ④ なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。
- ⑤ 各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、3Q訪問・3Qコールを実施し日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施します。  
【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

### 3. 利益相反の適切な管理

- (1) 利用者の利益が不当に害されることのないよう、当組合では利益相反管理規則を定め、これに基づいて利益相反管理態勢全般にかかる統括部署を設置し、利益相反するおそれのある取引を適切に管理する体制を構築しております。管理方法は、利益が不当に害されるおそれがあることについて利用者に適切に開示するなど、利益相反管理規則で定められた方法により行っております。  
【原則3本文および（注）】

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 金融、共済担当職員の外務員資格取得必須化を基本とし、金融担当職員は、資産形成サポートプログラム等による個人指導制度の充実、共済担当職員は、推進担当者認証制度の適正な運用など資格取得の奨励を通じて、高度な専門性を有し誠実・公正に業務のできる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。  
【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。